文教委員会資料

令和５年１１月２８日

子ども未来部児童相談所開設準備課

東京都からの一時保護受託の実施について

１．概要

令和６年１０月の（仮称）品川区児童相談所開設に向け、一時保護所職員の人材育成を図り、開設当初から安定的な運営を行うことを目的に、開設準備期間中において、東京都が一時保護した児童を区が受託する。

２．実施根拠

児童福祉法第３３条

３．受託期間

令和６年５月上旬～令和６年９月３０日まで（予定）

４．受託人数

原則として小学生以上の児童を同時に４名以内

５．対象児童

原則として品川区の児童

６．今後の予定

令和６年　４月　　　　　東京都と一時保護受託にかかる協定書を締結

令和６年　５月～９月　　東京都からの一時保護受託の実施

令和６年１０月　　　　　（仮称）品川区児童相談所開設